

佐谷～東志免線（仮称）運行業務委託 仕様書

1 目的

西日本鉄道株式会社が運行する空港循環線の一部区間廃止に伴い、同区間における令和 8 年 4 月からの代替交通について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「須恵町地域公共交通協議会」（以下「協議会」という。）で検討協議を重ね、同法に基づく「須恵町地域公共交通計画」の策定により、同区間の代替交通対策（自家用有償旅客運送）を含む今後の本地域の地域公共交通体系の構築を目的とする基本目標を定めることとしている。

「須恵町地域公共交通計画」に基づき、地域のニーズに合った公共交通を維持・確保し、効率的な公共交通体系とするための自家用有償旅客運送の運行を行うにあたり、事業者から提案を求めるため、公募型プロポーザル方式により、事業者の選定を行うものである。

2 業務名

佐谷～東志免線（仮称）運行業務委託

3 委託期間及び運行期間

委託期間：契約日から令和 10 年 3 月 31 日まで

運行期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（2 か年）

4 委託業務実施場所

須恵町 ※志免町へ一部乗り入れ

5 運行主体

須恵町

6 前提条件

本委託業の前提条件は次のとおりである。

（1） 運行車両

運行車両については、須恵町が所有する以下の車両を使用するものとし、運転者については、道路交通法に規定する必要な要件を備える者とする。

・ 27 人乗り（日野ポンチョ） 1 台

※ 予備車両は、須恵町が所有する以下の車両とする。

・ 29 人乗り（トヨタ コースター） 1 台

・ 10 人乗り（トヨタ ハイエース） 1 台

※ 通常時は日野ポンチョ 1 台を使用し、この車両が事故又は他の用務等により使用できない場合は、予備車両を使用するものとする。

（ア）運行車両については、日常点検、清掃等を行うこと。その他、感染症等の感染拡大防止のため、車内における消毒など、必要な対策を講じること。

（イ）受託者が加入する自動車損害賠償の任意保険の条件について、対人及び対物は無制限とし、乗客や運転者に対しても保証すること。

（2） 運行方法

毎日、定時に運行する。

- (3) 経費負担
燃料油脂費（軽油）・車両点検代・修理代・重量税・自賠責保険については、須恵町で負担する。ただし、運行における事故等において受託者の過失による損失と判断できるものについては、負担割合を受託者と協議する。
- (4) 乗務員確保
乗務員を4名以上確保すること。欠員が発生すると予想された場合、必ず乗務員の確保に努めること。
- (5) 条例等の遵守
コミュニティバスの運行にあたっては、条例、規則及びその他の関係法令を遵守し、利用者が快適にバス利用できるよう努めること。

7 運行の詳細

「6 前提条件」に基づいた運行の詳細は次のとおりとする。

- (1) 運行日
4月1日から3月31日とする。ただし、12月29日から1月3日までを除くものとする。
- (2) 運行ルート及びダイヤ
運行ルート及びダイヤについては、別紙1（案）と別紙2（案）を目安とするが、今後の公安委員会、道路管理者、土地所有者及び受託者等との協議により一部変更の可能性があるので、柔軟に対応すること。
- (3) シフト体制
1日乗務員2名体制（運行管理者を除く）とする。

8 業務内容

(1) 運行業務

自家用有償運送の運転業務に際し、「6 前提条件」「7 運行の詳細」に基づき、円滑な運行を実施すること。

- (ア) 乗務員は、大型または中型2種免許保有者、又は1種免許保有者で国土交通大臣が認定した交通空白地有償運送等運転者講習を受講した者とする。
- (イ) 乗務員は、労働省告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ばないように配慮すること。
- (ウ) 乗務員は、須恵町が運営する自家用有償運送の車両を運転していることを自覚し、安全運転及び親切丁寧な対応に努めること。
- (エ) 事故発生時などの緊急時には、業務責任者等と円滑に連絡を行えるよう、連絡体制を整えること。
- (オ) 安全な運行を継続するため、運行経路上における道路陥没、損傷及び事故発生場所について記録し、須恵町と情報共有すること。
- (カ) 利用者数、運賃、走行距離、運行業務時間等の運行記録に関する日報を作成すること。
- (キ) 車両は常に良好な状態であるよう運行前後点検及び清掃をすること。なお洗車は適宜行うこと。

- (ク) 回数券の販売を行うとともに、売り上げの管理を行うこと。(車内販売)
- (ケ) 車内広告の取扱いを行うこと。
- (コ) 車両は業務終了後指定の車庫へ駐車すること。
- (サ) 他路線の乗換を希望する者については須恵町が発行する当日1回限り利用可能な乗継券を乗務員が交付すること。
- (シ) 乗務員は須恵町が実施する各種アンケート調査に協力すること。
- (ス) バリアフリー推進等の観点から、高齢者や障がい者、親子連れ(押し車やベビーカー等)がバスを利用する際に、適切に対応すること。
- (セ) 車内に忘れ物がある場合は、須恵町の指示に従うこと。
- (ソ) アからセまでの具体的な実施方法及び安全運転につながる具体的な取り組みについて提案すること。

(2) 運転者確保業務

- (ア) 運転者の募集計画や採用方針を具体的に示すこと。
- (イ) 資格取得支援や研修制度など、長期的な人材育成の仕組みを設けること。
- (ウ) 勤務条件の改善や柔軟な勤務形態の導入を検討すること。
- (エ) 多様な人材活用の工夫を検討すること。
- (オ) 突発的な欠員に対応できる体制(代務要員等)を整えること。
- (カ) アからオまでの具体的な実施方法及び持続可能な運転者確保策につながる具体的な取り組みについて提案すること。

(3) 運行管理業務

- (ア) 受託者は、次のいずれかの要件を満たす運行管理責任者を選任するとともに、須恵町へ報告すること。また、須恵町が行う自家用有償旅客運送に関する運行管理者としての就任受託を行なうこと。
 - ① 運行管理者資格証の交付を受けている者
 - ② 運行管理者試験の受験資格を有する者(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の12)※運行管理者基礎講習を受講した者等
 - ③ 安全運転管理者の要件を備える者(道路交通法施行規則第9条の9第1項)
- (イ) 受託者は、道路運送車両法施行規則第31条の4に定める整備管理者の資格を満たす整備管理責任者を選任すること。
- (ウ) 車両は、常に適正に清掃・整備すること。
- (エ) 運行管理業務の範囲は、運行業務全体の管理に係る一切の業務とする。
- (オ) 安全第一とし、確実、円滑に運行するため、運転業務員の無理な配置とならないようにするとともに、運転業務員の健康管理等にも十分注意すること。
- (カ) 常に運転者に対して注意を促すとともに、定期的に教育・研修を行い、安全運転の励行等を徹底すること。事故惹起運転者、初任運転者、高齢者(65歳以上)には、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、適正診断を受けさせること。
- (キ) 運転者を適切に管理するため、勤務表、点呼表、乗務記録簿を作成すること。また運転者ごとに乗務員台帳を作成し、営業所に備え付けること。
- (ク) 代替乗務員を確保し、運行に支障が及ばないように配慮すること。
- (ケ) 事故発生時には、責任ある対応で被害・加害を問わず解決し、応援車の手配等適切に行うこと。

- (コ) 事故発生による全ての費用は、受託者が負うこと。
- (サ) 事故発生時や苦情等への対応を適切に行ない、遅滞なく須恵町へ報告すること。
- (シ) 事故発生時や乗りこぼし等の不測の事態への対応を適切に行うこととし、具体的な対応については提案をすること。
- (ス) 乗務員が作成した運行記録に関する日報等を管理すると共に、当月分をまとめ、翌月5日までに報告すること。
- (セ) 運行ルートやダイヤの他、受託事業に係る問い合わせ、運営に関する状況の把握や諸問題に対し、適正に対応すること。
- (ソ) 運転状況に変化があるときは、適切な指示を行なえる体制を確立しておくこと。路線変更を余儀なくされたときには、適正に対応できるようにすること。
- (タ) 飲酒、酒気帯び運転防止の管理・指導を徹底すること。
- (チ) 不慮の事態により運転者及び車両の変更が必要となった場合は、ダイヤ等に影響を及ぼさぬよう迅速な対応を行うこと。
- (ツ) アからチまでの具体的な実施方法及び適切な運行管理につながる具体的な取り組みについて提案すること。

(4) 運賃徴収業務

- (ア) 受託者は、須恵町が別に定める運賃を必ず現金で徴収すること。料金免除者については、その条件を満たす書類等を確認し、免除要件を満たしているか確認するとともに、乗車料金は徴収しないが別にその者の運行便毎の利用者数を記録すること。
- (イ) 受託者は、利用者に対して適切に運賃の案内を行うものとする。
- (ウ) 運賃徴収の際に発生する釣銭を準備すること。
- (エ) 徴収した運賃は、公金として適切に管理するとともに、毎日集計を行い、種別及び金額をまとめて運賃日報を作成し、当月別の実績を翌月5日までに提出すること。
- (オ) 運賃は原則運賃回収日の翌日（金融機関の営業日でない場合はその限りではない。）に須恵町が指定する金融機関を通じて須恵町へ納付を行うこと。領収書については、月毎にまとめて須恵町へ毎月翌月5日までに提出すること。
- (カ) アからオまでの具体的な実施方法及び適切な運賃徴収につながる具体的な取り組みについて提案すること。

(5) 利便性向上対策業務

- (ア) 受託者は、須恵町が行う自家用有償運送の利用率及び利便性の向上のための努力をすること。
- (イ) 受託者は、上記に係る具体的な実施方法及び適切な利用者の利便性の向上につながる具体的な取り組みについて提案すること。

9 秘密保持

本委託業務において、乗客の個人情報の取扱い及び管理には細心の注意を払い、適正に処理しなければならない。

10 その他

- (1) 本委託業務に当たっては、運行管理者及び担当者を配置し、須恵町との連絡調整が円滑に実施できるよう、社内体制を整えること。

- (2) 受託者は、交通事故及び公金の取扱いに関する事故発生による全ての責めを負うとともに、遅滞なく須恵町へ報告すること。
- (3) 最低限賃金の改正や税制改正等、社会情勢の変化による事業費の見直しについては原則行わないこととする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、受託者と別途協議を行う。